

Twitter 上の警告表示とグッドサマリタン条項

小向太郎†1

Twitter は、Twitter が定めるルールに違反する発言があった場合等に、ツイート上の警告やアカウントへの警告や発言の削除等の措置を行っている。米国トランプ大統領は、自らのツイートに対してこれらの措置を行ったことを受けて、こうした警告が言論の自由を害するとして、オンライン・プラットフォームの削除等行為を制限するための大統領令を、2020年5月28日に発している。米国では、1996年通信品位法の「グッドサマリタン条項」が、双方向コンピュータサービスの提供者は、「善意で」有害なコンテンツへのアクセスを制限する場合には、その制限行為に対して責任を問われないと定めている (47 U.S.C. § 230(c)(2))。上記の大統領令は、この条文は限定的に解釈されるべきであり、巨大企業の検閲を正当化するものであってはならないという考えを示している。本稿は、通信品位法のグッドサマリタン条項に関する過去の係争例等をもとに、大統領令の論点を検討する。

Notices on Twitter and protection for “Good Samaritan” in the Communications Decency Act of 1996.

TARO KOMUKAI†1

Twitter adopts a policy to make warnings on tweets, warnings to accounts, deletion of tweets, etc. when there is a violation of Twitter's rules. President Trump issued an executive order on May 28, 2020 to restrict these actions by online platforms, claiming that these warnings harmed free speech after such warnings are made on his own tweets. In the United States, the Good Samaritan Clause of the Communications Decency Act of 1996 provides that an online platform form cannot be held liable for its actions voluntarily taken in good faith to restrict access to or availability of material that the provider or user considers to be obscene, lewd, lascivious, filthy, excessively violent, harassing, or otherwise objectionable (47 U.S.C. §230(c)(2)). The presidential executive order expresses the idea that this clause should be interpreted in a limited way and should not justify the censorship of giant corporations. This paper focuses on the issues associated with free speech and the Good Samaritan provision and provide suggestions for approach against inappropriate speech on the Internet.

1. 警告表示に関する議論

1.1 Twitter の警告表示

Twitter は、Twitter が定めるルールに違反する発言があった場合等に、個別のツイートに対する警告や削除、アカウントの凍結等の対応を行っている。Twitter の Web ページによると、個別ツイートを対象とする対応には次のようなものがある。

(図表 1) 個別ツイートに対する対応 (概要)

対応	対象情報
非表示	成年向けや写実的な暴力描写などセンシティブな画像/動画 (クリックするとそうしたメディアが表示されることをユーザーに忠告)
手前に警告	ルール違反になるような議論を呼ぶコンテ

を表示	ンツや行為 (公共の利益がある場合)
削除に関する警告	ルールに違反しているツイート (まだ削除されていないもの)
ラベル付け	真偽が問われている情報や誤解を招く情報を含む可能性のあるツイート
削除までの非表示	Twitter がツイートの削除を要請したツイート (ルール違反があったことを表示)
凍結アカウントの警告	Twitter ルールに違反しているため凍結されたアカウントのツイート
表示制限	特定の国において権限のある機関から表示制限をされた特定のコンテンツ
非表示	発信者によってミュートされた、またはブロックされたアカウントのツイート
非表示	表示制限のあるツイート

出典: Twitter ヘルプセンター「一般的なガイドラインとポリシー: Twitter 上の警告とその意味」

<https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies#general-policies> (2020年8月16日閲覧) をもとに作成

†1 中央大学
 Chuo University

この他に、アカウントに対する警告や認証の要請や、アカウントの永久凍結等が行われる場合もある。

1.2 大統領令

米国のトランプ大統領は、Twitter が自らのツイートに対してこれらの措置を行ったことを受けて、こうした警告が言論の自由を害するとして、オンライン・プラットフォームの削除等行為を制限するための大統領令を、2020年5月28日に発している。

米国では、1996年通信品位法の「グッドサマリタン条項」が、双方向コンピュータ・サービスのプロバイダは、「善意で」有害なコンテンツへのアクセスを制限する場合には、その制限行為に対して責任を問われないと定めている (47 U.S.C. § 230(c)). 今回の大統領令は、「第230条は、一握りの企業が、開かれた議論の場を促進することを装って国の言論の重要な手段をコントロールできるような巨大企業に成長し、コンテンツを検閲したり、自分たちが気に入らない意見を黙らせたりする際に、それらの巨人に全面的な免責を与えることを意図したものではない」として、双方向コンピュータサービスのプロバイダが、コンテンツの削除やアクセス制限を行う場合に免責される要件を厳格に判断すべきだとしている。

そして、商務長官 (Secretary of Commerce) は60日以内に、連邦通信委員会 (FCC) が本条項の適切な適用範囲を明確化する規制の作成を要請しなければならないとしている (要請は、司法長官と協議の上、国家電気通信情報管理局 (NTIA) を通じて行われる) [1].

1.3 論点

この大統領令に対しては、Twitter, Google, Facebook 等のIT企業が出資する the Center for Democracy and Technology (CDT) が、表現の自由を保護する合衆国憲法第1修正の原則を逸脱するものであり、裁判所は無効を宣言すべきであるとして、訴訟を提起している [2].

この訴訟においては、①グッドサマリタン条項によって有害コンテンツの削除行為が免責されるのはどのような範囲か、②グッドサマリタン条項は表現の自由を侵害するのか、③当該大統領令は表現の自由を侵害するのか、といったことが争点になると考えられる。

2. グッドサマリタン条項

2.1 通信品位法の概要

1996 通信法の一部として成立した通信品位法 (CDA) では、「双方向コンピュータサービス」のプロバイダが他者の発信した情報を媒介した場合の責任について規定が定められた。「双方向コンピュータサービスの提供者」は「コンピュータサーバへの複数のユーザによるコンピュータへのアクセスを提供または許可する全ての情報サービス、システムまたはアクセスソフトウェアの提供者 ((f) (2))」と定義し、「双方向コンピュータサービスの提供者またはユーザは、自分以外のコンテンツプロバイダによって提供された情報について公表者 (publisher) や表現者 (speaker) として扱われてはならない ((c) (1))」として、他者の情報発信に対する責任を限定している。

通信品位法が提供者から出版者としての責任を免除した趣旨は、編集上の過失を理由として賠償を求めることも否定したものであり、自社のシステム上で第三者が発信した名誉毀損情報についてプロバイダがその存在を知っていても適用になると考えられている [3].

提供者が当該情報の存在やそれによる被害を知っていても責任を負わないとする考え方には批判もある [4]. しかし、通信品位法の立法目的は、インターネット通信の堅牢性を維持し、それに応じて政府の干渉を最小限に抑えることにあるという理解が有力である [3, at 327]. 現在のところ、第三者が発信した情報による名誉毀損等の不法行為責任については、プロバイダの免責が広く認められることが多い。

2.2 グッドサマリタン条項

通信品位法には、双方向コンピュータサービスの提供者が、有害な情報に対して削除等の措置をとることに対して、それが善意で自発的に取られる限りにおいては責任を問われないとする規定も定められている。

「47 U.S.C. § 230(c) (2) 民事責任 双方向コンピュータ・サービスの提供者または利用者は、次の事項について責任を負わない。

(A) 憲法で保護されているかどうかを問わず、提供者またはユーザが、わいせつな、ひわいな、挑発的な、不潔な、過度に暴力的な、攻撃的な、その他好ましくないと判断した情報へのアクセスまたは利用可能性を制限するために、善意で自発的に行わ

れた行為。

(B) 第一項に規定する資料へのアクセスを制限するための技術的手段を情報コンテンツ提供者その他の者に可能にし、又は利用可能にするためにとられた措置」

通信品位法 (47 U. S. C. § 230(c)) のタイトルが「攻撃的な情報のブロックや選別をする『よきサマリヤ人』の保護」となっているため、通信品位法全体を「グッドサマリタン条項」と呼ぶことも多い。しかし、英米法における「よきサマリヤ人の法理」とは、他人を救助する義務を負わない一般人が救助に着手した場合に、救助者は救助の結果について、重過失がなければ責任を負わないとするという考え方だと理解されている。こうした本来の意味を尊重し、本稿では、特にこの条項を「グッドサマリタン条項」と呼ぶことにする。

このような規定が置かれた趣旨は、インターネット上での言論の自由の自由と規制のない発展を奨励し、電子商取引の発展を促進するとともに、子供が有害なコンテンツにアクセスするのを抑止するために、双方向コンピュータサービスの提供者や利用者の、自主的規制を奨励するためであると考えられている[5]。

2.3 係争例

双方向コンピュータサービスの提供者が、有害なコンテンツへのアクセス制限を行ったことについて、表現の自由との関係が問題となった事例は、あまり多くない。

動画共有サービス事業者のよる情報の削除と表現の自由が問題となった事例として、非営利宗教法人が、Sexual orientation change efforts (性指向変化への取組：ホモセクシュアルやバイセクシュアルの人をヘテロセクシュアルに変えようとする手法)に関するビデオを削除され表現の自由を侵害されたとして、動画共有サービス事業者を提訴した事例がある[6]。

この事例では、私人は修正1条に関する責任を問われたいとする判例の存在や[7]、通信品位法の条文自体にも「憲法で保護されているかを問わず」という規定があることから、最終的には修正1条が保障する表現の自由との関係は争われていない。修正1条よりも広い保護を定めたカリフォルニア憲法の表現の自由との関係は争われているが、通信品位法の規定は州憲法の規定に優先することから、州憲法の保護は及ばないという判断が示されている。

3. インターネットと「不適切な情報」

3.1 「不適切情報」に対するアプローチ

いわゆるフェイクニュースの拡大や誹謗中傷やプライバシー侵害の増加・深刻化によって、インターネット上の不適切な情報に対する対応は、より重要になっている。

こうした不適切情報に対するアプローチとしては、まず、発信者自身の法的責任を荷重するという考え方がある(厳罰化、処罰範囲の拡大、損害賠償責任の拡大等)。

一方で、ネットワーク上では、プラットフォーム事業者等の媒介者が大きな役割を果たしていることから、媒介者の責任や義務を定めることで、インターネット上の不適切な情報の改善を図ろうという取り組みがある。通信品位法はその典型であるし、わが国のプロバイダ責任制限法もこのような趣旨で整備された制度であると言える。

こうした媒介者に関する制度としては、次のようなものをあげることができる。

- 自主的取組：利用規約等違反に基づく削除、適正情報の提供(ファクトチェック等)
- 削除免責：善意免責、ノーティス・アンド・テイクダウン
- 削除義務：一般的作為義務、特定情報の削除義務、義務違反のサンクション(損害賠償・罰則)
- 発信者情報開示：開示請求件、開示免責(手続的規定)

3.2 プロバイダ責任制限法

わが国のプロバイダ責任制限法は、対象となるプロバイダ(特定電気通信役務提供者)を「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信(特定電気通信)の「用に供される電気通信設備(特定電気通信設備)を用いて「他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」と定義している(第2条)。

プロバイダが媒介した情報による権利侵害に対して責任を問われうるのは、①情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または、②当該情報の存在を知っておりその情報によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当な理由があるときであって、当該情報の送信を技術的に防止(送信防止措置)ができるにも関わらずそれを行わなかった場合に限られる(第3項第1項)とされている。

通信品位法が原則として広い免責を与えているのに対して、プロバイダ責任制限法では、権利侵害による損害を知っていて放置をしたような場合には責任を免れない、

また、プロバイダは、当該情報発信が権利侵害であると認めるに足る相当の理由があれば削除等の措置を取ることができる（第3条第2項第1号）。侵害の有無が不明の場合は、発信者に照会の上、7日以内に回答がなければ削除するという手続が想定されている（第3条第2項第2号）。つまり、このような手続によらなければ、発信情報を削除された発信者に対して法的責任を負う可能性があることが前提となっている[8]。

なお、わが国で情報発信の場を提供しているプロバイダは、一般に、利用規約で禁止事項と、それに違反した場合の措置（削除や除名等）に関する規定を定めて、それに基づいて削除等を行っている。ただし、利用規約やその措置の適正性については争われうるため、通信品位法で原則免責を定めている米国とは大きく事情が異なる。

3.3 検討

通信品位法に関する大統領令は、過去の裁判例等を見る限り、少なくとも内容が限定される可能性が高いと考えられる。一方で、1996年に成立した通信品位法は、立法時の社会的状況も現在とは大きく異なっており、2020年の大統領選の結果によっては、見直しが行われる可能性もあると考えられる。

米国の通信品位法の広いプロバイダ免責と「グッドサマリタン条項」は表裏一体のものであり、米国に独特の制度である。ただし、インターネット上の情報の自由を重視し、媒介者（プラットフォーム）の自主的な取組を促進しようというアプローチには見るべき部分があると考えられる。この考え方は、従来の表現の自由が前提としてきた「思想の自由市場」によって真実が判断されるという考え方[9]にかなり忠実な制度でもある。インターネット上の不適切情報がかつてない増大を見せているなかで、こうした原則が今後も本当に機能するのを見極めるためにも、米国の制度を注目する必要がある。

謝辞

本研究は、科学研究費補助金・基盤研究(C) (課題番号: 18K01393)による研究費を得て実施した。

参考文献

[1] A DONALD J. TRUMP, EXECUTIVE ORDER, May 28, 2020, [https://edition.cnn.com/2020/05/28/politics/read-social-](https://edition.cnn.com/2020/05/28/politics/read-social-media-executive-order/index.html)

[media-executive-order/index.html](https://edition.cnn.com/2020/05/28/politics/read-social-media-executive-order/index.html).

- [2] CENTER FOR DEMOCRACY & TECHNOLOGY v. DONALD J. TRUMP, No. 20-1456 (D.D.C. filed Jun. 2, 2020).
- [3] Zeran v. America Online, 129 F.3d 327 (4th Cir. 1997).
- [4] 平野晋「二つの責任制限法と解釈動向-プロバイダ等の責任に関する米国の最新事情-」堀部監修(2012)171-189頁.
- [5] Gonzalez v. Google, Inc., N.D.Cal.2017, 282 F.Supp.3d 1150.
- [6] Domen v. Vimeo, Inc., S.D.N.Y.2020, 2020 WL 217048.
- [7] Private actors cannot be liable for First Amendment violations. See Lloyd Corp. v. Tanner, 407 U.S. 551, 569, 92 S.Ct. 2219, 33 L.Ed.2d 131 (1972).
- [8] 小向太郎『情報法入門』(NTT出版, 第5版, 2020年)119-121頁.
- [9] Abrams v. United States, 250 U.S. 616, 630 (1919).